

令和2年度「需要喚起キャンペーン事業（Go To イベント事業）」に係る委託先の募集（企画競争）に関するお問合せは以下の通りですので、こちらも募集要領等とあわせてご覧ください。

【対象のイベント・エンターテインメント】

Q1. 対象となるイベント・エンターテインメントは、「チケットを購入した日が対象期限内」もしくは「イベントの実施日が対象期限内」どちらになるか。

A. チケットを購入した日及びイベントの実施日が対象期限内であるものが対象と考えています。

Q2. 年間パスポートやシーズンチケットなどは対象になるか。

A. 期間外を含むような年間パスポート等は対象外です。

Q3. イベント主催者等はそれぞれが主催するイベント・エンターテインメントごとにチケット販売事業者等に登録するのか。また、イベント主催者は複数のチケット販売事業者と同じイベント・エンターテインメントを登録することは可能か。

A. 基本的には、イベント・エンターテインメントごとに登録することを想定していますが、ご提案ください。複数のチケット販売事業者と同じイベント・エンターテインメントを登録することは可能と考えています。

Q4. 対象となるイベント・エンターテインメントとして、「～不特定かつ多数を対象に」とあるが、「多数」の数値的な想定や目安はあるか。

A. 具体的な数値的な想定や目安はありませんが、本事業の目的に鑑みて、事務局が決まった後に、詳細は事務局と検討となります。

Q5. 対象となるイベント・エンターテインメントが、「Go To Travel」キャンペーン等の他キャンペーンと重複する可能性があるとして想定されるが、その点を提案にあたり考慮する必要はあるか。

A. 基本的には、対象が他キャンペーンと被らないようにしてください。どのような要件とするかは事務局が決まった後に、詳細を事務局と検討していきます。

Q6. 対象となるイベント・エンターテインメントはほかの事業（経済産業省のコンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（J-LODlive）や文部科学省のチケット寄附税制）と重複はできないのか。

A. チケット寄附税制で想定しているチケットの払い戻し支援と重複はないと考えています。J-LODliveについては、事業者の事業費に対する補助を行うものである一方、本事業はチケット代金の2割相当分を消費者に対して給付するものであることから重複の問題は発生しないと考えています。

【対象のチケット販売事業者等】

Q7. イベント主催者等が自らチケット予約システムを持っている場合はチケット販売事業者等になりうるのか。

A 「販売数・価格等の精算業務等で必要となる情報を正確かつ迅速に把握・管理する仕組みを、自己又は第三者のシステム等により構築しているもの」等の要件を満たせば、本事業のチケット販売事業者等として認められる可能性があります。いずれにせよ、どのような要件とするかは、事務局が決まった後に、詳細を事務局と検討していきます。

Q8. 支援内容としてあげられているチケット代金の割引、クーポン付与、ポイント付与、の全ての還元方法を実現できないといけないのか

A. イベント主催者等やチケット販売事業者等がそれぞれの意向・状況を踏まえて個別に選択できることを想定していますが、事務局が決まった後に、詳細を事務局と検討していきます。

Q9. チケット代の2割相当分（給付金部分）を国が支援する代わりに、チケット販売事業者等はイベント・エンターテインメントの広報等の他の需要喚起施策を自己負担で実施しなければならないのか。

A. 他の需要喚起施策を自己負担で実施することを義務づける予定はありません。

【スケジュール】

Q10. 事業実施期間はどれぐらいを考えているか。

A. 事業実施期間については、6ヶ月と想定していますが、具体的には新型コロナウイルス感染症の流行状況等を踏まえながら、今後、検討していくこととなります。

Q11. 事業の開始時期はいつ頃を想定しているのか。

A. 8月下旬から開始できるよう準備したいと考えています。早期に実施できる体制をご提案ください。

Q12. チケット販売事業者等やイベント主催者等の募集スケジュールの想定はあるか。

A. 早期に実施できるよう、チケット販売事業者等の募集方法なども工夫してご提案ください。他方、公平性・公正性の観点から、チケット販売事業者等の募集を複数回実施するなど、工夫いただきたいと考えています。

Q13. 事務局の決定時期はいつになるのか。

A. 7月21日に募集を締め切り、その後に第三者審査委員会での審査を踏まえて事務局を決定することとなります。

【支援内容】

Q14. 支援内容としてあげられているチケット代金の割引、クーポン付与、ポイント付与、はどの支援を受けられるかを消費者が選べるものではなく、主催者や販売事業者が決めるものなのか。

A. イベント主催者等やチケット販売事業者等がそれぞれの意向・状況を踏まえて個別に選択できることを想定していますが、事務局が決まった後に、詳細を事務局と検討していきます。

Q15. 支援内容としてあげられているチケット代金の割引、クーポン付与、ポイント付与の利用割合の見込みはあるか。

A. 具体的な利用割合の見込みはありませんが、本事業の目的に鑑みて、事務局が決まった後に、詳細は事務局と検討となります。

Q16. 対象となるイベント・エンターテインメントごとにチケット割引販売、クーポン付与、ポイント付与かのいずれかに限定してもよいのか。

A. イベント主催者等やチケット販売事業者等がそれぞれの意向・状況を踏まえて個別に選択できることを想定していますが、事務局が決まった後に、詳細を事務局と検討していきます。

Q17. 会場で使えるクーポンの受け渡しはチケット販売事業者への契約の中に含めて良いのか。

A. 契約の中に含めてよいものと考えていますが、ご提案ください。

Q18. クーポンを消費者に配布し、そのクーポンを消費者が利用しなかったときにクーポンの回収が必要か。

A. 基本的には利用期間と利用範囲を設定したクーポンの配布を想定しており、消費したクーポン分を精算し、その額を給付することを考えています。その中で利用されなかったクーポンを回収するかどうかはチケット販売事業者等ごとに決定するものと考えています。

Q19. 本事業でポイント付与し、そのポイントで次回のチケットを購入して、またポイント付与を選んだ場合、ポイントの原資となるのはどれか。

A. チケット代金に対する2割相当がポイントの原資となるものと考えています。

(例) 付与された2,000ポイントを利用して10,000円のチケットを購入(消費者の実費は8,000円)の場合、チケット代金である10,000円の2割相当が支援対象

Q20. 在日外国人も対象に入るのか。

A. 対象です。

Q21. 税抜価格に対しての2割相当額の付与となるのか。

A. 消費者が支払う合計額である税込価格に対しての2割相当額の支援となります。

Q22. 値引きやクーポン等の付与は厳密に2割給付しなければならないか。

A. 最大で2割の給付を考えていますので、端数が生じる場合には、2割を越えない形での給付と想定しています。

Q23. 定価販売以外にも割引価格（学生割引等）を設定して販売する場合、当該割引価格に対して割引・クーポン等を付与して販売することは可能か。

A. 可能です。その際、割引・クーポン等の付与の対象は定価の2割相当としてください。

Q24. イベント参加料金と他のサービスをセットにした料金を設定して販売する場合、当該料金についても割引・クーポン等を付与して販売することは可能か。

A. 原則、本事業の2割分の経済的インセンティブはチケット代部分のみを想定しておりますが、事務局が決まった後に、詳細を事務局と検討していきます。

Q25. 法人が購入する場合も対象となるのか。

A. 法人が購入する場合は対象となりません。

【実施体制】

Q26. 申請者は、チケット販売事業者等の関連会社又は子会社でも構わないのか。

A. チケット販売事業者等の関連会社又は子会社であっても申請可能ですが、その際、本募集要領に基づき、他のチケット販売事業者等の募集・登録を公平・公正に行い、取得した情報を適切に管理し、また、取得した情報を本事業の目的以外で利用しない及び利用されないよう徹底した体制が構築されている必要があります。

Q27. コンソーシアムメンバーとして参加している企業が、別のコンソーシアムに参加して応募して参加することは可能か。

A. 各事業者がどのコンソーシアムに参加するかは各事業者の経営判断であり、特段の制限は設けておりません。

Q28. 本事業の幹事法人は全省庁統一企画の競争参加資格を有する者に限られるか。

A. 限られるものではありません。

Q29. 「本募集に採択された申請者（コンソーシアム形式の場合は幹事法人）はチケット販売事業者等として参加することはできません。」とあるが、チケット販売事業者等が本募集に採択された場合には、チケット販売業を中止しなければならないのか。

A. 本募集に採択された申請者（コンソーシアム形式の場合は幹事法人）は、本事業におけるチケット販売事業者等としては参加できませんが、チケット販売業自体を中止しなければならないというわけではありません。

【提案書等】

Q30. コンソーシアム形式で応募する場合、企画提案書の「3. 事業実績」には、コンソーシアムに参加する全ての社の事業実績を記入する必要があるか。

A. コンソーシアムに参加する全ての社について記載してください。

Q31. コンソーシアム形式で応募する場合、申請書の申請者欄はどのように記入すればよいか。

A. 申請者欄中、「企業・団体名」の項目には、コンソーシアム名とコンソーシアムに参加する全ての企業名を記入してください。また、「代表者役職・氏名」、「所在地」は幹事法人の代表者役職・氏名、所在地を記載してください。

Q32. 申請書へ申請者の押印は必要か。

A. 押印は必要ありません。なお、申請者欄中の「代表者役職・氏名」の右側にある空欄は記載等せず、空欄のまま提出してください。

【経費・給付金】

Q33. 事務委託費の 28,060,996 千円と給付金の原資として措置されている 91,723,500 千円は何が違うのか。

A. 今回、募集する事務局とチケット販売事業者等にかかる経費のうち本事業の実施に必要な経費として、28,060,996 千円を上限として措置しています。消費者に 2 割相当の割引・クーポン等を付与する原資として、給付金の 91,723,500 千円を措置しています。

Q34. チケット販売事業者等においてシステム改修・開発が必要になった場合の経費は対象となるか。

A. 本事業の執行に直接必要な経費として認められる経費は対象となります。ただし、経理処理にあたっては、本事業の対象となる経費を明確に区別して処理する必要があります。経理処理の詳細は、弊省 HP で公開している「委託事業マニュアル」をご参照ください。

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2020_itaku_manual.pdf

Q35. 事務局からの再委託先である場合、事務管理費（人件費）は対象となるか。

A. 再委託については、経済産業省と協議の上、承認を受けたものは対象となります。ただし、経理処理にあたっては、本事業の対象となる経費を明確に区別して処理する必要があります。経理処理の詳細は、弊省 HP で公開している「委託事業マニュアル」をご参照ください。

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2020_itaku_manual.pdf

Q36. 一般管理費について、どのような費用が対象となるか。

A. 弊省 HP でも公開している経済産業省「委託事業マニュアル」に処理することとなります。

<抜粋>

13. 一般管理費に関する経理処理

<基本的な考え方>

事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費をいいます。具体的には、事業を行うために必要な家賃、光熱水料、コンピュータ使用料、回線使用料、文房具等の汎用品等に要する経費のうち当該事業に要した経費として抽出・特定が困難なもの（抽出可能なものは「その他諸経費」に計上。ただし当該事業において計上可能な場合に限る。）が考えられます。

掲載箇所：https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2020_itaku_manual.pdf

Q37. 手数料等の負担軽減措置について、軽減された分を「事務委託費」からチケット販売事業者等に補填することはあり得るか。

A. 本事業の執行に直接必要な経費として認められる経費は対象となります。ただし、経理処理にあたっては、本事業の対象となる経費を明確に区別して処理する必要があります。経理処理の詳細は、弊省 HP で公開している「委託事業マニュアル」をご参照ください。

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2020_itaku_manual.pdf

Q38. 給付金が給付されるのは、チケット販売事業者等なのか、イベント主催者等なのか。

A. 本事業は、国から消費者に対して、割引やクーポン、ポイント等による経済的利益を給付するものです。ただし、実際のお金の流れは、国→事務局→チケット販売事業者等→イベント主催者等と支払いが行われます。

Q39. 2割相当分のクーポンまたはポイントについて、消費者に提供した時点での金額で精算するのか、実際に消費された金額が精算対象になるのか。

A. 基本的には利用期間と利用範囲を設定したクーポン又はポイントの配布を想定しており、消費したクーポン分又はポイント分を精算し、その額を給付することを考えています。

Q40. 委託費の事業終了前の支払い（概算払）は可能か。

A. 本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い（概算払）も可能です。希望する場合は個別にご相談ください。

Q41. 事務局に対する給付金の支払いのタイミングや金額はどうなるのか。

A. 給付金の具体的な支払い金額や支払いタイミングについては、ご提案内容によるため、事務局の決定後、事務局と協議の上決定していきます。なお、経済産業省としても、参加事業者の資金繰りの観点から、可能な限り速やかな支払い体制を講じるべく取り組んでいく予定です。

Q42. 「適切に給付金を給付するため、国に対して必要な給付金の報告を遅滞なく行えるシステムを構築することが必要」と募集要領にあるが、どのようなシステムを想定しているのか。

A. 相当程度の数のチケット販売事業者等（小規模なチケット販売事業者等を含む。）の募集・登録を行った上で、次に掲げる情報をチケット販売額・期間に応じて週次から月次でチケット販売事業者等から収集・審査のうえ国に報告するシステムを構築することを想定しています。

・イベント関連情報（名称、開催日時、種類（音楽コンサート等）、開催施設・場所（住所・名称及び屋内・屋外）、施設容量）、チケットの販売数・価格、主催者と消費者の間でキャンセルが認められたチケットの枚数・価格、イベント主催者等への支払実績 等